

○静岡市債権の管理に関する条例

平成23年2月22日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期し、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(法令及び他の条例との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令に定めがある場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、法令又は条例若しくは規則(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

- 2 市長等は、市の債権の管理に関する事務をその発生原因及び内容に応じて財政上最も市の利益に適合するよう処理するものとする。
- 3 市長等は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権の管理に関する体制及び事務の処理手続を整備するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(督促、滞納処分、強制執行等)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくは規則で定めるところにより督促しなければならない。

- 2 市長等は、強制徴収債権の滞納処分その他その保全及び取立てに関する措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより処理しなければならない。
- 3 市長等は、非強制徴収債権について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 4 市長等は、非強制徴収債権について、自治令第171条の5から第171条の7までの規定により、その徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該非強制徴収債権に係る債務の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は自治令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、その債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について、自治令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった場合で、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。

- (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。)について、消滅時効の期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。